

第11回千葉県都市景観審議会

議事録

日 時：平成21年4月21日（火）午後2時00分～午後3時36分
場 所：財団法人千葉県国際交流協会 会議室

千葉県都市局都市部都市計画課 都市景観デザイン室

第11回千葉市都市景観審議会議事録

- 1 日 時： 平成21年4月21日（火）午後2時00分～午後3時36分
- 2 場 所： 財団法人千葉市国際交流協会 会議室
- 3 出席者： （委員）
北原委員、栗生委員、田口委員、近田委員、野澤委員、松井委員
村岡委員、秋元委員、明智委員、家永委員、中野委員、前田委員
寺川委員、中山委員、望月委員
（事務局）
小森都市部長、増田都市計画課長、須藤都市景観デザイン室長
前橋主査、斉藤副主査、伊藤副主査、関谷主任技師、
石橋生涯学習振興課文化財係長
- 4 議 題
 1. 開 会
 2. 主催者挨拶
 3. 会長の選出
 4. 会長挨拶
 5. 職務代理者の指名
 6. 議事録署名人の指名
 7. 都市景観審議会専門部会の設置について
 8. 議事
 - 1) 審議会運営要領の改正について
 - 2) 千葉市景観計画の考え方について（中間報告）
 - 3) 景観重要建造物の指定の方針について
 9. その他
 10. 閉 会

5 会議経過

前橋主査： 定刻になりましたので、ただいまより第11回千葉県都市景観審議会を開催いたします。私は、本日の司会進行を努めさせていただきます都市計画課の前橋と申します。よろしくお願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員は、17名中15名の方にご出席いただいております。過半数に達しておりますので、千葉県都市景観条例施行規則第21条第2項によりまして本審議会は成立しております。

審議会運営要領では、審議会は非公開を原則としておりますが、本日は公開会議とさせていただくことにつきまして事前にご了承をいただきたいと思っております。

なお、公開につきましては、本日の議題で説明させていただく予定になっておりますので、その点もよろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、千葉県都市部長小森より、ごあいさつを申し上げます。

小森都市部長： 都市部長の小森でございます。委員の皆様には、日ごろより千葉市の都市行政に協力賜り本当にありがとうございます。

また、本日はご多忙のところを審議会にご出席いただきましてありがとうございますございました。

千葉県といえますと、ちょうど40年前ぐらいから急激に人口が増加してきたということで、特に東京のベッドタウンということで、特に40年代から60年ぐらいまでですか、毎年2万から3万、1つの市ができるぐらいの勢いで人口がふえてきたということがございまして、市域の拡大に対してある程度は都市計画という手法を使って強く指導したつもりではおりますが、なかなか追いつかないところがあって、市域はかなり拡大してきたということを感じます。そういう中で、4月1日現在で、95万人、39万世帯が住まれているというところですよ。

同時に、千葉の風景が、市域の拡大ということで、かなりの変化がしております。鉄道駅の周辺以外は田畑や雑木林が広がっていた時代から千葉都心や、幕張新都心、それから蘇我副都心を中心とした新しいまちづくりも一方では着実に進んでいるというところもございます。

最近では、官民複合施設であります「きぼーる」がグッドデザイン賞をいただきまして、これはちょっとうれしい話でございました。そういう意味では、新しい顔として定着してきているのかなという感じがしております。ちなみに、「きぼーる」は科学館の人气が非常に高く、1年ちょっとで来場者100万人を突破ということで、かなりの人气で、中心市街地の活性化という点でも還元していると思っております。

平成16年に景観法が制定され、全国で歴史的な景観資源を守り育てるとい
う機運が高まってきまし先進都市の多くでは、観光資源の保全とリンクして、
景観形成に力を入れているということを感じております。その点、残念ながら、
千葉市は歴史的なものとか、観光的な景観資源が、なかなか正面からは
見えにくいというところがございます。ただ、そのかわり、現在市民の日常
生活で取り組んでいる景観でいえば、例えば朝とか夕日の富士山、特に富士
山を背景とした夕日など、そういった山とか、海とかの景色、それから人々
の生活の生活力ということで、生活力があふれるという意味でも市街地の風
景、それから緑の多い住環境、それから谷津とか山間部を合成する豊かな自
然、などに向けて保全し、千葉市らしい、魅力あるまちづくりを進めるとい
うことに繋がるのではないかと考えております。

本日の審議会は、景観計画の策定に向けてそれぞれのお立場から、まちづ
くりの造詣の深い皆様にご出席をいただきましておりますので、ぜひ忌憚の
ない意見をごちようだいしたいと思います。

私のあいさつは、これで終わらせていただきますが、今後ともよろしくお
願いいいたします。

前橋主査： さて、それでは、今回ご出席いただいております委員の皆様方ござい
ますが、第7期の委員として委嘱をさせていただいておる皆様方ございま
す。この場をお借りいたしまして紹介させていただきます。

(出席委員の紹介)

引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局職員の紹介)

本日は、第7期の委嘱後初めての開催でございますので、まず、会長の選
出をお願いいたします。

千葉市都市景観条例施行規則第20条によりまして、会長は委員の互選によ
って定めることとなっております。また、同条例施行規則第21条によりまし
て、会長が議長を務めることとされております。

そこで、事務局といたしまして、会長が決まるまでの間、小森都市部長が
仮議長となりまして進めたいと存じておりますが、いかがでしょうか。よろ
しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

前橋主査： ありがとうございます。

それでは、小森部長、お願いいたします。

(小森部長会長席に移動)

仮議長： 指名でございますので、仮議長を務めさせていただきます。

早速でございますけれども、会長の選出に入りたいと思います。

ご異議がなければ、指名推薦の方法によって選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

仮議長： それでは、異議なしということでございますので、指名推薦の方法により会長の選出をさせていただきたいと思っております。

だれか推薦ございませんでしょうか。

はい。

望月委員： 北原委員さんをお願いしたらと考えております。

仮議長： ただいま、北原委員を推薦する旨のご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

仮議長： では、当審議会の会長を北原委員をお願いすることに決定いたしました。

それでは、北原会長、席をかかりますのでよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。よろしくお願ひします。(拍手)

前橋主査： ありがとうございます。

それでは、北原会長、議長席に移動していただきまして、ごあいさつをお願いしたいと存じます。

(仮議長退席、北原会長会長席に着く)

北原会長： ご指名をいただきました北原です。よろしくお願ひいたします。

千葉市の都市景観条例が平成8年に制定されてから13年になります。審議会の委員としては7期目というお話しがさっきありましたけれども、この間、いろいろな課題に対応してまいりましたが、16年の国の景観法を受けて、前、5期か6期かの景観計画の検討をやり始めて、専門部会のほうでほぼまとまった形ものができて、それを昨年1年間、市の内部のほうで十分もんでいただき、中間報告をいただけるということ。またこの場で審議会の委員の皆さんのご意見が反映されて、資料を見ましたら、平成22年に景観計画ということで、随分と慎重にやるのだなという気もしますが、よいものができればと思っております。審議会委員としては心もとない限りですが、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

前橋主査： ありがとうございます。

次に、職務代理者の指名でございます。千葉市都市景観条例施行規則第20条第3項の規定によりまして、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとされておりますので、北原会長からご指名をお願いいたします。

北原会長： 職務代理者を指名するということですが、前期に引き続き栗生委員をお願いしたいと思いますと思いますが、お引き受けいただけるでしょうか。

栗生委員： はい。

北原会長： よろしくお願ひします。

前橋主査： ありがとうございます。

それでは、北原会長より都市景観審議会運営要領第5条第2項に基づきます本日の議事録署名人の指名、それから、都市景観条例施行規則第22条の規定に基づきます専門部会を組織する委員のご指名をお願いいたします。

この専門部会は、千葉市景観計画、策定作業の段階で、専門家のご意見をいただくための組織でございます。

では、北原会長、よろしくお願ひいたします。

北原会長： それでは、まず、議事録署名人ですが、これは村岡委員にお願いしたいと思ひますがよろしいでしょうか。

村岡委員： はい。

北原会長： それでは、議事録署名人は、村岡委員を指名いたします。

続いて、専門部会ですが、これも引き続きということで、田口委員、近田委員、野澤委員、松井委員、村岡委員、八木委員と私の7名で構成していきたいと思ひますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

北原会長： どうもありがとうございます。

それでは、7名の委員で構成いたします。よろしくお願ひいたします。

また、本日欠席の委員の方には、改めて事務局のほうからご連絡をお願いいたします。

前橋主査： 承知いたしました。

北原会長： では、早速、議事に入りたいと思ひます。傍聴者の方は、お配りした傍聴要領をお守りいただき、審議会の進行にご協力をお願いいたします。

議事に入ります。

議事の1、「審議会運営要領の改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

須藤都市景観デザイン室長： それでは、議事1、「審議会運営要領の改正について」、ご説明をいたします。

本日、冒頭でお断りし、ご理解をいただいておりますが、本日の審議会は公開とさせていただきます。しかし、千葉市都市景観審議会運営要領、——これ資料1-1をごらんください。

本都市景観審議会運営要領の第4条（会議の非公開）では「公開しないものとする。」としておりますことから、審議会開催に当たりその都度公開についてお断わりをしながらの運営をしております。

千葉市では、平成12年4月に施行しました、千葉市情報公開条例第25条に

会議の公開で、「実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする」としておりますことから、本都市景観審議会運営要領を改正するため、ご意見を伺うものでございます。

改正箇所につきましては、千葉市都市景観審議会運営要領の一部改正、新旧対照表をつけておりますので、資料1-2をご覧ください。資料1-2のほうに、改正前と改正後の対照を記載してございます。このアンダーラインを引いたところが改正する箇所になります。改正前、会議の非公開、第4条、審議会及びその専門部会の会議は、公開しないものとする。ただし、審議会が公開を議決した場合はこの限りでない。これを改正後では、同じく4条で審議会及びその専門部会の会議は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第25条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、千葉市情報公開条例施行規則（平成12年千葉市規則第95号）第12条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、会長が特に必要と認めるときは、審議会に諮って非公開とすることができるということです。

この要領につきましては、21年4月22日から施行するというので、新旧対照をつけております。

なお、この会議の公開に当たり、傍聴される方については、お手元に配付しております傍聴要領によりまして、会議の進行を妨げることがないように遵守していただくこととなります。

本審議会において、運営要領第4条を会議の公開に改正するためお諮りいたします。

以上で説明を終わります。

北原会長： どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました審議会運営要領の改正についてご質問ございましたらお願いいたします。

、千葉市の情報公開条例に基づいて公開にするということで、質問が特にないようでしたら挙手で議決をしたいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

北原会長： はい。それでは、賛成の方挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

北原会長： どうもありがとうございました。

賛成全員ということで、議事1、「審議会運営要領の改正について」は、全員賛成で承認いたします。

須藤都市景観デザイン室長： すみません。追加でちょっと修正をさせていただきたいことがあります、発言よろしいでしょうか。

須藤都市景観デザイン室長： まず、ご承認をいただきましてありがとうございます。

つきましては、改正後の運営要領の施行日ですが、資料1の2、新旧対照表と、1の3、改正案の末尾にあります施行日が、平成21年4月22日となっておりますが、審議会のあったきょう、施行日を一致させたいということで、後々わかりやすくしたいと思っておりますので、4月21日を施行日とすることをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

北原会長： きょう、議決して賛成をいただいたので、きょうの日付で改正ということにしたいということですが、いかがでしょうか、特に問題はないのではないかと思いますので、特にご異議がなければよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

北原会長： それでは、本審議会の承認をもって、資料1の3の改正案、審議会運営要領の案を消して、施行日を平成21年4月21日として施行いたします。よろしく事務局のほう処理をお願いします。

それでは、よろしいでしょうか、次に進みます。

議事の2になりますが、「千葉市景観計画の考え方について（中間報告）」、これも事務局のほうから資料に基づいてご説明をお願いいたします。

須藤都市景観デザイン室長： それでは、お手元に配付してございますA3横の1枚の資料、それと、この資料につきましては、千葉市景観計画の構成の全体を示してあります。これからこの構成につきまして、ご説明いたします。

初めに、千葉市景観計画の基本的な考え方をご説明させていただきます。

千葉市における景観形成への取り組みの経緯ですが、昭和53年に千葉市都市美構想を策定し、都心部におけるプロムナード整備等の事業を推進してまいりました。

平成8年に千葉市・市民、事業者の協力により都市景観形成を理念とする千葉市景観条例を制定し、平成9年には同条例第6条に基づき、千葉市都市景観デザイン基本計画を策定いたしました。

千葉市都市景観デザイン基本計画は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するために、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにすることを目的とし、きょうまで千葉市における景観誘導を行ってまいりました。

このような状況の中で、平成16年に景観形成に関する総合的な法律である景観法が公布、平成17年に施行され、千葉市は景観行政団体として位置づけられました。

千葉市景観計画は、これまでの経緯を踏まえるとともに、景観法に基づく新たな制度を活用し、また屋外広告物条例との連携強化を図るなど、千葉市らしい景観形成をさらに推進することを定めるものであります。

景観法が施行されてからの千葉市景観計画策定の経緯についてですが、平

成18年度は、市民アンケート及びワークショップを開催いたしました。平成19年度は、千葉市景観計画の素案を作成、平成20年度は、庁内調整及び地元協議を開始いたしました。

平成18年度の市民アンケートでは、無作為抽出による成人の市民3,000人に対して調査票を郵送し実施しております。回収は450通、回収率は15%でございました。

また、千葉市景観づくり研究会として公募市民55名によるワークショップを4回開催しました。千葉市の景観特性や、市民に対して千葉市の景観をわかりやすくとらえるという視点から「うみ」「まち」「さと」の大きく3つのテーマについて話し合いを行いました。

平成19年度は、専門部会3回及びワークショップを2回開催し、素案を作成いたしました。平成20年度は、素案をもとに、庁内関係各課への説明及び意見照会を行い、修正をしております。また、あわせて景観形成推進地区の指定に向けての地元協議を開始しております。

次に、景観誘導の考え方ですが、千葉市全域におきまして、平成9年に策定した都市景観デザイン基本計画の理念・目標・基本方針を踏襲しつつ、ストラクチャープランの景観ゾーン・景観軸を「うみ」「まち」「さと」のイメージプランを主体としたゾーニングに整理し、景観イメージにあわせた誘導を行います。

景観形成に係る各種の行為に対して、一定規模を超える行為と、特定の地区における行為とに分け、届け出に基づく景観誘導を行います。

以上が、千葉市景観計画の基本的な考え方です。

続きまして、千葉市の景観計画の構成についてご説明いたします。

千葉市の景観計画は、

序、千葉市景観計画の目的

1章、千葉市の景観特性

2章、景観計画区域

3章、景観形成の目標と方針

4章、景観形成の誘導

5章、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

6章、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

7章、公共施設の整備等に関する事項

以上の、序及び7つの章で構成されております。それぞれについて概要をご説明いたします。

まず、序、千葉市景観計画の目的では、景観形成への取り組みについて及

び景観形成の理念を明記いたしております。景観形成への取り組みは、昭和53年の都市美基本構想から始まり、平成8年の千葉市都市景観条例の制定、平成9年の千葉市都市景観デザイン基本計画の策定による景観施策の展開を踏まえつつ、景観法に基づく景観形成を推進することを定めます。

景観形成の理念は、豊かな緑や水辺など、地域の特性を活かした魅力ある景観の形成と市民文化の向上とし、3つの理念を定めます。

千葉市の貴重な財産である緑と水辺、歴史的資源を大切に守り育てることを基本とし、これらの要素を活かした景観の形成を図ります。

やすらぎやゆとり、あるいはにぎわいや楽しさなど、市民が住まい、働き、憩うことに快適で、精神的な豊かさを享受できる景観の形成を図ります。

千葉市の新しい市民文化の向上と育成を目指し、市民の身近な視点を基本としながら、市民・事業者と千葉市の協働による景観の形成を図ります。

1章では、千葉市の景観特性では、土地利用などから海ぎわの市街地の景観、内陸部の市街地の景観、田園地域の景観に大きく区分されるものを、特性について7つ定めます。

1. 長い海岸線がつくる海の景観や海ぎわの市街地の景観。
2. 多様な表情を持つ市街地の景観。
3. 千葉市の顔となる都心の景観。
4. 多くの人の目にふれる幹線道路沿道の景観。
5. 緑と水辺、谷津が広がる田園の景観。
6. 斜面林と一体となった河川の景観。
7. 時間の移り変わりを活かした景観や歴史を伝える景観。

以上が、7つの景観特性で定めた項目です。

第2章、景観計画区域についてですが、この景観計画が対象とする区域とし、千葉市全域を対象としています。魅力ある都市とするため、景観形成の取り組みを進めるものとし、さらに、地区の特性を踏まえたきめ細かな景観形成を図るため、地区住民等の合意形成に基づく景観推進地区を設定します。

スライドは、今、景観計画区域、千葉市全域の図でございます。

3章、景観形成の目標と方針では、景観形成のイメージとして、千葉市の景観特性を踏まえた景観計画のキャッチフレーズを「うみ」「まち」「さと」と定め、うみ・まち・さとが織りなす魅力ある千葉の景観づくりを目指します。

景観形成の目標と基本方針では、千葉市都市景観デザイン基本計画を踏襲し、5つの目標を定めております。

1. 「うみ」に対応した目標として、うみにふさわしい景観形成。

2. 「まち」に対応した目標として、まちの魅力を引き立てる景観形成。
3. 「さと」に対応した目標として、さとや緑・水・地形を大切にした景観形成。
4. うみ・まち・さとの空間ではくくれない時間軸の目標として、時を刻む景観形成。
5. パートナースhip、仕組みを整える目標として、市民・事業者・行政が育む景観形成。

以上が、景観形成の目標と基本方針での5つの目標としております。

景観形成の方針として、景観計画区域を「うみの景観イメージ」、「まちの景観イメージ」、「さとの景観イメージ」の3つに区分します。また、うみ・まち・さとのイメージではくくることができない特別なイメージを持つ区域として、千葉都心・幕張新都心・蘇我副都心の3つの都心の景観イメージや沿道景観として重要な幹線道路の景観イメージ、千葉市の自然的な骨格形成している河川周辺の景観イメージに区分し、それぞれに景観形成の方針を設定します。

スライドでは、千葉市全域図に景観形成のうみ・まち・さとのイメージを示したものでございます。

4章、景観形成の誘導では、良好な景観形成のために、建築物、工作物、開発などの行為の制限に関する事項を定めます。

まず、千葉市全域を対象とした一定規模の建築等の行為を届け出対象としましてゾーンごとに整備します。景観形成基準に基づき、景観への配慮を求め、誘導してまいります。

また、景観形成推進地区においては、地区の特性に応じ、合意に基づいた方針や基準を設定します。すべての建築等の行為を届け出対象とし、指導・誘導を行うことにより、地区の景観形成を推進してまいります。

5章、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針では、指定に関する基準を設定します。基本的な考えとしましては、地域の自然、歴史、文化等から見て、景観上の特徴を有するもの、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができるものとなります。指定については所有者の意見を聞くことが必要になります。

なお、景観重要建造物の指定方針については、後ほど、議事-3においてご意見をいただきたいと思いますと思っております。

6章、屋外広告物の表示及び屋外広告物の掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項では、千葉市屋外広告物条例と連携を図りつつ、景観形成推進地区における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限を定めます。

7章、公共施設の整備等に関する事項では、公共施設の基本的な方針を設定いたします。また、良好な景観形成を推進する上で、特に重要な公共施設につきまして、施設管理者等の同意に基づき、景観重要公共施設として指定し、整備及び良好な景観の形成に関する事項を定めるものとします。

以上が、千葉市景観計画の考え方の中間報告でございます。

北原会長： それでは、事務局から中間報告をいただきましたが、千葉市景観計画の考え方についてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

明智委員お願いします。

明智委員： 今の最後の質問、第7章、公共施設の整備等に関する事項という枠がございましたですね。これの一番下の3行の文言が非常に何か読みにくいのですが。

北原会長： 日本語としてということですね。

明智委員： 例えば、こうしたいという案がございます。

北原会長： はい。

明智委員： 「良好な景観形成面で、特に重要な役割を有する公共施設を施設管理者の同意を得て景観の重要公共施設に指定する」と、このほうが日本語的だと思うのですね。という意見ですから、申し上げました。

北原会長： 事務局、いかがでしょうか。確かに、これ特に最初の2行が非常に日本語としてなかなか意味をくみとるのに時間がかかる文章では確かにあるような気がするのですが、事務局のほうで、明智委員のご意見を参考にして、ご検討いただけますか。

須藤都市景観デザイン室長： はいわかりました。検討の材料とさせていただきます。

北原会長： ほかにいかがでしょうか。最終的に、こういう文言が景観計画の中に盛り込まれて出ていくことにもなりますので、やはり、読んで市民の皆さんがすぐに理解していただけるような文言にしていく必要があると思いますので、ほかにもお気づきの点がありましたらよろしくお願いいたします。

ご説明いただきましたが、これまでの都市景観デザイン基本計画を景観計画に組みかえていくときに、うみ・まち・さとという新しいキーワードで組みかえていくということについては、第6期の審議会のときにもご説明をいただいていたような気もしますが、ちょっとかなりそれが具体的な形で出てきたということだと思います。

よろしいでしょうか。資料の方を改めて目を通していただいておりますので、ぜひ事務局のほうへご一報をいただければと思います。あと庁内と地元の説明等で調整はされているということですが、あと1年近くかけて、さらに調整を進めるということだと思いますので、時間はありますので、お気づきの点がありましたら引き続きご指摘をいただきたいと思います。

ます。

じゃ、私のほうから1つだけ質問。

景観条例が22年ですね。景観計画は、この22年より少し前ということになりますか。

須藤都市景観デザイン室長： 22年を一応予定という形で進めますが、その前に景観計画の策定ということで、専門部会を通して、またもうちょっと煮詰めるものがございますので、ご意見をいただきながら策定を先にさせていただいて、22年を目標という形でやらせていただきたいと思います。

北原会長： このA3の紙だと、千葉市景観条例（仮称）が平成22年予定、その下の箱に景観計画が平成22年予定と、両方なっていますが、これは順番から行くと、計画が先にできて条例ということでもいいのですよね。そういう理解でいいのですね。

須藤都市景観デザイン室長： はい、結構でございます。

北原会長： という順番になるそうです。できれば、景観計画は21年中につくりたいなという気もするのですが、やはり地元の十分なお理解、特に地区指定等に関してのこのことの合意が十分にできてからということで、一応22年という点になっているのだと思いますが、順調に行けば、できるだけ早く景観計画をつかって、市民の皆さんに見ていただきながら条例化していければと思っております。よろしくお願いいたします。

中山委員お願いします。

中山委員： 4の景観形成の誘導というところの景観計画区域で、千葉市の全域を対象としているということですが、一定の規模の行為誘導をするということは、大規模建築等の届出制度、これのことと理解してよろしいのでしょうか。

北原会長： 中山委員からのご質問について、事務局お答えをお願いします。

須藤都市景観デザイン室長： 千葉市全域における行為の制限という形になりますと一定規模の行為を誘導していくということで結構だと思います。制限の中身、基準、については、調整が必要かと考えております。

北原会長： よろしいでしょうか。千葉市全域が景観計画区域になって、この全域については、一定規模以上の建設、開発行為について届出が義務づけられる。ただ、一定規模をどのくらいにするかとか、基準についてはこれからということですね。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、またお気づきの点がありましたら、事務局のほうへ問い合わせなり、ご意見をお寄せいただくということで、議事の報告2については、中間報告ということでとりあえずきょうはこれで締めさせていただきます。

次に、議事の3になりますが、「景観重要建造物の指定の方針について」、事務局からご説明をお願いします。

須藤都市景観デザイン室長： それでは、議事3、「景観重要建造物の指定方針について」ご説明いたします。

景観重要建造物の指定方針について、資料3をごらんください。千葉市景観計画では、景観法に基づき、景観重要建造物の指定に関する基準を定めることとなっております。

指定に関する基本的な考え方といたしましては、地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有するもの。道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができるもの、と省令にて定められております。また、指定については、所有者の意見を聞くことが必要になります。

これらを踏まえまして、千葉市景観計画における景観重要建造物の指定方針を検討しているところなのですが、千葉市らしい良好な景観形成に重要な建造物をどのようにとらえるか、そのためのキーワードを模索しております。

原案では、4つの指定方針を掲げてあります。

1. 地域のシンボルやランドマークとなるなど、地域の景観に大きな影響を与えている建造物。
2. 角地や見通しのよい通りの正面など、景観の形成を図る上で重要な位置にある建造物。
3. 地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行われているものなど、地域に広く親しまれている建造物。
4. 所有者が景観重要建造物の指定を希望し、かつ景観審議会が認めた建造物。

以上の指定方針につきましては、今回は指定する候補を決定するものではありませんが、指定するための方針を記すことができる表現などに対して皆様のご意見を伺えればと思います。

なお、千葉市における主な建造物としまして、次のようなものがございます。現段階では景観重要建造物の指定の候補というわけではございません。また、建造物によっては学校敷地内などで奥まっており、容易に眺めることができないものもございます。あくまでも方針を定めるイメージとしてごらんいただきたいと思います。

今から19枚ほどのスライドを用意してございますので、1枚ずつご紹介していきたいと思っております。

それでは、まず、ポートタワー、中央区中央港、昭和61年建築となります。

次に、マリスタジアム、美浜区美浜、平成2年建築でございます。

次に、フクダ電子アリーナ、中央区川崎町、平成17年建築でございます。

次に、花の美術館、美浜区高浜のほうで、平成7年建築でございます。

次に、東京電力千葉火力発電所、中央区蘇我町、平成12年建築でございます。

中央地区市民センター、中央区中央、昭和2年建築、旧川崎銀行でございます。現中央区役所の複合施設さや堂方式という形で保存されております。千葉教会、中央区市場町、明治28年建築でございます。

吾妻橋、中央区市場町、昭和8年築造、これは都川にかかっている橋でございます。

千葉浄水場給水塔、中央区矢作町、昭和12年建築でございます。

千葉高第2体育館、中央区葛城、昭和2年建築、旧千葉中学体育館、講堂とも言われております。

千葉刑務所、若葉区貝塚町、明治40年建築でございます。

川光倉庫、稲毛区作草部町、昭和8年建築、旧気球連隊格納庫でございます。

千葉経済高内煉瓦棟、稲毛区轟町、昭和41年建築、旧鉄道連隊車庫でございます。

東大生産技術研究所、稲毛区弥生町、これは建築年不明ということです。

次に、神谷伝兵衛別荘、稲毛区稲毛、大正初年建築でございます。

千葉トヨペット本社、美浜区稲毛海岸、明治32年建築、旧勸業銀行本店、市役所庁舎として一時期使われていた時期がございます。

検見川無線送信所、花見川区検見川町、大正15年建築。

生浜地区市民センター、中央区浜野町、昭和7年建築。

椎名地区市民センター、中央区富岡町、昭和7年建築。

歴史、文化等から見た景観の特長を有すると思われるもの、または、現代的で、シンボリック、ランドマーク的なものなどをごらんいただきましたが、広い視野に立ったご意見をいただきたいと思っております。

なお、お手元の「千葉市勢要覧2009」に掲載されている写真などが参考になると思ひまして配付いたしましたので、その中の写真等も見ていただいて、皆様のご意見を伺いたいと思っております。

以上でございます。

北原会長： どうも。景観重要建造物を保護指定していきたいということで、その際、千葉市の特長を十分に表現できるようなものを指定していきたいということで、その方針を幾つかの事例できょうは紹介していただきました。個々の建造物ではなく、方針について、こういったものも含めていく、こういった方針も必要じゃないか、千葉市らしさはこういったものに出てくるのではないかというようなご示唆がございましたらぜひこの機会にお願いいたします。

いかがでしょうか。

近田委員さんお願いします。

近田委員： 幾つかをインターネットで検索してみますと、国の登録有形文化財になっているものですか、それから県の指定有形文化財もう既になっているものがあるのですね。今度は、千葉市として、何かそういう指定をすることで、既に文化財として国、あるいは県で登録されているものと今回のものと、当然、国、県が指定しているものですから相当レベルは高いものであるというのも既にわかっていることなのですが、それをまたなぞってやる、そういう形をとるのか、それとも千葉市独自にまた発掘しようとしているのか、そのあたりですね。

それから、もう一つ、このA3のシートの中で、右の下から3行目のところが、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針というのが別な四角で囲まれてあるのですが、実際に、その指定をしたからには、その保存に対しての方針ですとか、それから、指定した文化財がどういうふうにいる状態に保たれていくべきなのかという行為の制限も必要だろうと思うのです。それなしに指定をただすればいいというものではないように思うのですが、そのあたりのお考えをお聞かせください。

須藤都市景観デザイン室長： 登録というものと指定がちよつと違うものですから、国により指定されているものについては、今回の重要建造物の指定からは適用外になります。それから、千葉市独自で発掘をするのかというような話しがあつたのですが、今回につきましては、方針を決めていきたい。それで、その方針を景観計画策定の中で定めていきたいということが趣旨でございます。

それから、2点目としまして、文化財の制限なのですが、現行の規制が生じ、増築、改築、移転等の行為、そういうものは景観行政団体である千葉市の許可が必要になり——指定した際には所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないように管理しなければならないという規定がございまして、指定されますと、そのような制限が生じます。

北原会長： よろしいでしょうか。

景観計画の中では具体的に余り踏み込んだことじゃなくて、こういったものを指定していきますというのが景観計画による方針となります。

須藤都市景観デザイン室長： ちよつと補足してよろしいでしょうか。まず、現状の変更の規制が可能になるということ。それから、規制に伴って損失の補償が可能になると。ただ、これにつきましては、千葉市としてまだ財政面の裏づけ等もまだ決まっておられません。

それから、所有者に適切な管理の義務が生じる。それから建築基準法の制

限の一部を緩和することが可能となるということがあります。

以上です。

北原会長： よろしいでしょうか。

栗生委員さんお願いします。

栗生委員： 今のお話しが、指定されると所有者は管理義務を負うような形になるというお話がありましたね。今、指定方針の中に、地域住民による維持や管理が積極的かつ継続的に行われているものなどというのがありますね。そうすると、それに管理が十分されているものを指定するのであれば、改めて指定に管理義務が発生するみたいな話とはちょっとずれるように思うのですけれども。

例えば、今、これ例に挙げていた、検見川無線送信所は、僕の記憶だと相当荒れ果てていると思うのですよ。こういうのを指定して、その所有者にちゃんと維持管理しなさいよというのはわかるのですよね、指定の意味があると思うのですけれども。既に管理維持されて、地元で認知され、愛されているものに改めて指定する必要があるのかということでご質問なのです。

北原会長： それでは、事務局お願いします。

須藤都市景観デザイン室長： 指定を行うと、管理が十分されているものも含めて、経年変化による建物補修の必要が発生すると共に損失に対する補償を受けることが可能となります。指定することによる所有者の義務の範囲及びそれに対する助成については今後勉強していく必要があると感じております。

北原会長： 管理義務が生じると同時に助成等の、要するにサポートができるという条項がありますよね。だから重荷になるだけでは、所有者にとっては指定しても余り意味がないので、やはり指定することが所有者にとってもメリットになるような形の制度にしていけるといいですね。

明智委員さんお願いします。

明智委員： 千葉市の場合ですと、千葉市優秀建築賞、栗生先生が委員長さんでいらして、もう既に20年過ぎて、100以上の作品がございますね。県でも、北原先生が委員長でおられて15年経過したわけですがけれども、この中すべてではないのだけれども、やっぱり重要建築物として指定してもいいのじゃないかというような、例えば幕張メッセのようなものですね。そういうものがありますので、せっかく続いてきた蓄積、ここら辺から少し掘り起こしてみたらいかかかと、またそれがまたこういった価値につながっていくのじゃないかというふうに考えるわけです。というふうに考えます。

北原会長： どうもありがとうございました。

市も独自に表彰制度をつくっているのです、そういったものも1つの候補として考えてみてはいかがかということだと思います。よろしくお願いします。

ほかにかがででしょうか。

村岡委員さん。

村岡委員： ご質問をさせていただきたいのですけれども、千葉市景観重要建造物と、それから景観重要公共施設と、この違いと言いますか、公共施設でも建造物を除く、例えば橋だとか、公園だとか、そういったものをいうのか。こちらの重要建造物のほうには建物としていろいろ入っているようだけれども、その辺のちょっと違い教えてください。

北原会長： 事務局お願いします。

須藤都市景観デザイン室長： 今のお話しなのですが、建造物ということになりますと、橋とか、建物とか、そういった、今ご紹介しているようなものになります。それから、次の公共施設整備のほうにつきましては、川とか、道路を指します。

北原会長： よろしいでしょうか。

今後、きちんと定義をしていく必要があるかと思えます。

中野委員さん。

中野委員： 神社、仏閣はどういう扱いになるのでしょうか。

須藤都市景観デザイン室長： その辺は、景観としては重要建造物という形の指定は可能とは思いますが、ただそれが景観審議会の中に図られると思います。それから、もう一つは、ストーリー性というか、歴史とか文化ということも言っておるのですが、果たしてそれが、地元に着しているものが景観としてとらえられるかということで判断されれば、指定という形の候補には挙がると思います。

北原会長： 地域の景観を形づくっている重要な要素であるというふうに評価されれば、神社、仏閣も入り得るということですね。きょうの、事例の中には入ってないけれども、今後、可能性はあるということだそうです。

では近田委員さんお願いします。

近田委員： 資料3では、近代建築と現代建築と、それから少し古いのも混じっていますけれども、近代、明治から大正、昭和初期ぐらいのその辺の近代建築を千葉の特色として出すなんていうのが何かすごくぴたりかなと私は思いました。例えば外の視点から、観光としての視点で見て、例えばポートタワーとかマリスタジアム、それからフクダ電子アリーナ、花の美術館、何の興味もありません。だけれども、検見川無線送信所、これはちょっと行ってみたいなどと思えますし、それから風船爆弾を飛ばした川光倉庫、こんなところも歴史をちょっとかじるとおもしろそうだな、いつこれ壊されちゃうのだろうと不安になるようなところなのです。多分、近代建築遺産というのは、割と簡単に壊されちゃうものだと思うのです。現代のものは、正直言ったまだあ

と50年たって生き残っていたらちょっと考えてやってもいいかなという、そういう視点でもいいかなと思っていて、近代のものについて、もうちょっと何かストーリーを、市としてストーリーをうまく組み合わせて、なおかつ何か外に対してアピールをできるような1つのかたまりにはいかかなと私は思いました。

北原会長： どうもありがとうございます。

千葉市は、戦災を受けたりして、歴史的なストックが大変少ないという点もあるのですが、そうは言っても、掘り起こしていくとなかなか、外から見て非常におもしろいものがあるというご意見をいただきましたので、市民として誇りたいものというのももちろん入れていいと思うのですが、やはり外部に対してアピールできるものという視点も入れて、今後、精査して行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

松井委員さんお願いします。

松井委員： おくれてきて、何かいきなり大げさなことを言って申しわけないのですが、今のお話とちょっと違うのですが、必ずしも建築的とか、建築史的とか、構造的とかっていう、そういう側面のは全国にあちこちにいっぱいあると思うのですが、できることなら、教育委員会としてとか、郷土の歴史を語る上でとか、この地域文化を象徴するものとしてとか、産業の形態を、ああこれならうまくあらわしているよねというような見方、もっと言うと、今、歩け歩けが何か盛んになってきて、ある意味で、そのときにテーマとして街道というものが随分と歴史ある土地、それも歩く道、きれいに高速を突っ走る道じゃなくて、昔からある、いわく因縁のある道、その道筋にある、それこそ道祖神や、お地蔵さんや、そこで一休みしたちょっとしたせせらぎのあるところ、何でもいいのですけれども、そういうものがやっぱり歴史的に重要な、または地域のいかにも大事なものとしてということになると、できたら、景観の問題ですけれども、景観だからどこそこというのじゃなくて、やっぱり教育委員会から、道路から、もうさまざまな市役所全体というか、市民も含めて、全部で、本当にこの地域で大事なものって何だろうと、それをもっと柔らかく、構造物として、建造物として、施設としてというくくりじゃなくても、何か考えたほうがユニークなものが浮かび上がってくるのではないかなという気がします。

北原会長： どうもありがとうございます。

事務局のほうでも、先ほどストーリー性というちょっと発言がありましたけれども、やはり景観という軸での、そこに歴史とか、教育とか、いろいろなものを組み込みながらもストーリー性ということだろうと思いますので、やはり単体としてということではなく、物語を持った景観ということが重要

なのかなという気がします。

野澤委員さんお願いします。

野澤委員： 少し理念的なお話しなのですが、まず、1つ質問をしたいのですが、資料3のスライドの2枚目というのは、先ほどの説明を聞いてやっと気づいたのですが、これは国土交通省令に書いていることですか。

須藤都市景観デザイン室長： はいそうです。

野澤委員： そうすると、これは千葉市固有のものじゃないということですよ。最初に、資料を送られてきて拝見したときに、これ千葉市の基本的な考え方かと思ったので、まず、私はそこで誤解をしていたのですが、それが、国全体の話だとすれば、もう少し千葉市は、景観重要建造物に対する理念的なところをきちんと書く必要があるんじゃないかという気がするのです。次のスライドを見ると、指定方針とか、指定基準が入り混じっている感じで、やや今までに皆さんからお話しが出ているような中に出てきた理念的なものというのがちょっと抜け落ちている。どういう考え方で行くのかというのが抜け落ちているような気がして、そこで、ここから先は私の考えですが、もう少し千葉市民の生活の中にある風景を構成している建物とか、あるいは千葉は工業が盛んで、それが町の発展に寄与してきたものですから、千葉を支えてきた産業を見ることができる風景とか、そういったものを何か理念的にきちんととらえていくのだよというものがあるって初めてスライドの3枚目にあるような具体的な指定方針とか、指定基準があるべきではないかというふうに思います。

北原会長： 事務局、これは宿題ということだと思うのですが、とりあえずお答えがありましたらお願いします。

須藤都市景観デザイン室長： 大変貴重な意見だと思います。私どもでも、今、おっしゃられたとおり、まず基本的な考え方が、国の文書をここに記載しているということもございます。それから、指定方針につきましては、行き詰まってこういう文章になっているところが事実でございます。ですから、委員の皆さんの意見を参考にさせていただいて、もうちょっと手直し、もうちょっとなのか大幅に手直しなのか、その辺はまたご相談しながら決めていきたいと思います。

北原会長： 大変率直なお答えをいただきましたが、いただいたご指摘を踏まえて、千葉市としての理念と、その地域、地域の固有性と、それから千葉市が発展してきた最初から、構造都市化していく時代、ベッドタウンとしての住宅地開発が進んだ時代、それぞれの時代のシンボルというか、遺産のようなものもあると思うので、そういうのをどういうふうに整理していくかということも含めて、もう一度事務局のほうで整理していただければと思います。よろし

くお願いします。

ほかに、家永委員さんお願いします。

家永委員： 指定する建物の選び方の中に神社、仏閣という提案もありましたけれども、同じように、街道筋に建っている古民家、長屋門が街道筋にそのまま建ったままの姿で残っているところが千葉市内に何カ所かありますので、そういうものも評価していただけたら、所有者の保存する意欲が変わるのじゃないのかなという気がいたしました。

北原会長： ということですが、長屋門……千葉市だけではなく、下総上総全体かもしれないですが、長屋門が非常に立派ですよ、その辺は教育委員会で何か把握しているのがあります。

石橋教育委員会生涯学習振興課文化財係長： 市内で長屋門を持つ住宅等については、リスト的には把握はしておりません。しかし、今、ご質問にありました、多分御成街道沿いだと思うのですが、あそこには私が知っているところで2カ所ほど並んで長屋門の家が今に残っていますので、意識はしております。

北原会長： どうもありがとうございました。

里の景観の重要な要素の1つでもあると思うので、教育委員会のご協力もいただきながら、景観デザイン室としてのデータをそろえていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

秋元委員さんお願いします。

秋元委員： この景観重要建造物の指定をしたいということで、何のために、だれのために、これを指定したことによって、どのような町になっていくのか、市民にとってどういう影響があるのかというのを基本的に教えていただきたいのですけれども。

須藤都市景観デザイン室長： 確かに、市民の目に立ったという形が一番重要だと思います。良好な景観が形成されている地域という形の中で、シンボルとなる外観がすぐれた構造物があることが多いということで、このような建造物を除却されるというケースがままあるということもあります。ですから、地域に親しまれた景観が損なわれることがないようにと、そういうものが理解され、合意形成が形成されれば、逆に所有者以外の周りの方たちにとって親しみあるもの等が保存というか、残されていくのではないかと。ですから、市民の目に立った指定の方法が重要と考えていきたいのですが、なかなか、絞り込むには難しい面がございます。

以上でございます。

秋元委員： ありがとうございます。市民アンケートとかワークショップとか、されて

いる場面もありましたし、そういうことであれば、市民の意見も盛り込んだもので、最終的には、やっぱり意見が反映された建造物の指定をされることが一番望ましいのではないかなというふうに感じましたので、よろしく願います。

北原会長： どうもありがとうございます。

ご指摘、大変重要な点で、やっぱり景観計画、景観条例では、どういう方針で指定していくのだ、どういうものを指定いくのだということを明確にしておいて、個々の指定に当たっては、市民の皆さんと、それこそ重要建造物探検隊みたいなものをつくってもう一度やっぱり掘り起こしをしながら、所有者の方の理解も得て指定をしていくことになるのだと思います。やはり、文化財の指定を受けている物というのはある意味では残るので、そういう物ではなく、だけれども地域にとって非常に景観まちづくりをしていく上でこれは大切だね、自分たちの町の、我が町の景観をつくっていく重要な要素だねという、だけれどもこれは、まだ文化財にはどうも指定されそうもないというあたりをきちんと拾って、それが残るようにサポートもしていきましようというのが本来の景観重要建造物のそもそもの出発点だと思うのですね。だから、ただ、それは地区のレベルのものもあるし、区ぐらいの広さのレベルのシンボルになるものもあるし、全市のものもあるということで、きょうはどっちかというとな全市的なものが挙がっているような気がするので、そういう意味ではもっとローカルなものは、住民の方たちが自分たちで見つけ出して、そして自分たちでそれを守っていく手立てもつくっていく、それを市がどうサポートできるかということを景観計画や景観条例できちんと位置づけておく必要があるのかなということを改めて感じました。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

田口委員さんお願いします。

田口委員： もう皆さんからご意見は出尽くしたと思うのですけれども、ちょっと私も繰り返になってしまうのですけれども、先ほど、そういったものを市民の方たちに理解していくための文言の話がありました。こういった建造物の指定ということで、市民の方たちにお見せするときの写真の扱いなのですが、これまで皆さんがおっしゃったことのいわば1つの形なのですが、その建造物が周辺景観等の中でどういう関係としてとらえられているのかということとても大事なのですね。今、景観の樹木の指定とか、建造物の指定というのがいろいろな自治体で始まりつつあると思うのですけれども、大変苦労されているのが、どうしてもそのものの単体のストーリー、その建造物そのもの、あるいは樹木そのものの持っている意味ということにどうしても

特化されがちなのです。ですから、これはあくまでも景観の中で何か意味のあるもの、ストーリーとしても何かしらの周辺の方たちにとって大きな物語があるもの、歴史のあるものということになりますので、いわば周辺景観との関係ということはかなり強調していただけたらと思います。

それから、もう一つは、どうしてもこういった指定は、今、会長さんからもお話し出たのですけれども、文化財的なものは納得していただきやすいのですけれども、まさにその地域の営みを反映する、そこでどんな歴史的に営みがあったのかということが伝えられるようなものということは、かなり重要な指定対象として考えていくべきだろうというような気がいたします。皆さんも同じようなことをおっしゃってきたのですけれども、そのことで、周辺景観との関係ということだけは、十分に、市民の方たちに伝えるという意味で重要視していただけたらと思います。

北原会長： どうもありがとうございます。

景観重要建造物というのは、やはり単体ではないと、単体、そのものを指定するのだけれども、それだけが重要なのではなくて、やっぱり周りとの関係の中でそれがある。周りにとっても重要だし、逆に言うと周りがあって初めてそれが生きてくるということでもあるので、地区の景観計画とあわせてということだろうと思います。そういったことで、そこら辺のこともやはり先ほど理念の問題とか、指定の方針の問題、ご指摘がありました。そこら辺をもう一度整理していく上で、十分に参考にさせていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

北原会長： それでは、景観重要建造物の指定方針に関しては、たくさんご意見をちょうだいすることができました。たくさんいただきすぎて事務局は大変かもしれないのですが、宿題ということで、非常に貴重なご意見をたくさんいただきましたので、十分にそしゃくしていただければと思います。

須藤都市景観デザイン室長： 一言すみません。貴重な意見をいただきまして本当にありがとうございます。ご意見をもとに、指定の方針をかためまして、今後の専門部会でさらにご審議いただきたいと考えております。その上、また、中間報告ではなく、今度は報告という形で景観審のほうにお諮りしたいと思っております。

以上です。

北原会長： どうもありがとうございます。

事務局もきちんと受けとめるという大変心強い答えをいただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、議事3つございましたが、すべて終了しま

した。

9のその他ということで、事務局から何かございますか。

はいお願いします。

須藤都市景観デザイン室長： では、事務局から1つお伝えしたいことがございます。よろしいでしょうか。

前回の、審議会の中でも、触れていたところなのですが、改めて時間がたつてしまいましたので、私どもの考え方をご説明したいと思います。

都市計画課でっております都市計画課都市景観デザイン室では、良好な景観形成を推進する目的で景観行政をとり行っておりますが、もう一つ、屋外広告物の規制に関する業務も担当しております。

外部附属機関としまして、景観行政に都市景観審議会がありますように、屋外広告物行政には屋外広告物審議会があります。今後、2つの審議会を統合させることができないか検討を始めたいと考えております。

屋外広告物が景観形成に及ぼす影響は大きいものがございます。一方で、商店や施設の存在を示したり、利用者を誘導することの役割は、経済的に、社会的に重要であると考えております。

今後、景観計画の運用や景観形成推進地区の指定に際して、屋外広告物の規制のあり方は、より密接で重要な関係になると考えまして、2つの審議会の統合に向けて検討したいと考えております。

実は、屋外広告物審議会につきまして、5月12日に審議会を開催する予定でございます。その場で、今ご説明したような同様の説明をさせていただきます。具体的な説明ができるようになりましたら、改めてご説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

北原会長： どうもありがとうございます。

現在の都市景観審議会と屋外広告物審議会、2つの審議会がありますが、それをより総合的な景観施策を進めていくために一本化していきたいということでご検討いただいているということですが、これは、私どもとしても、やはり広告はやそで審議しますからということよりは1つの場で検討できたほうが、はるかに、やはり総合的な取り組みを私ども審議会としてもサポートできるということになると思いますので、歓迎すべきことかなというふうに思います。

ご質問等よろしいでしょうか。

事務局からはその他特にございませんか。

須藤都市景観デザイン室長： はい。

北原会長： 委員の皆さんのほうからその他何かございますか。
よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

北原会長： それでは、これもちまして本日の都市景観審議会を終了いたします。活発なご意見をいただきましてありがとうございます。
これで進行を司会にお返しいたします。

前橋主査： 北原会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。これもちまして、第11回都市景観審議会を閉会させていただきます。

すみませんが、傍聴者の方からご退席のほうをお願いいたします。また審議会資料を、傍聴者の方につきましては受け付けにご返却をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

審議会の秩序の維持にご協力いただきましてありがとうございました。

それでは、こちらで閉会をさせていただきます。お疲れさまでございました。

－ 以上 －

午後3時36分 閉会

上記議事録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

議事録署名人

会 長

委 員

問い合わせ先 千葉市都市局都市部都市計画課
都市景観デザイン室

TEL 043-245-5307

FAX 043-245-5627

E-mail keikaku.URU@city.chiba.lg.jp